

## 食物アレルギー管理栄養士及び栄養士制度規則の施行に関する規程

### (目 的)

第1条 公益社団法人日本栄養士会 特定分野認定制度 食物アレルギー管理栄養士・栄養士制度規則（以下「規則」という。）の施行にあたり、規則に定められた以外の事項については、この公益社団法人日本栄養士会 特定分野認定制度 食物アレルギー管理栄養士及び栄養士制度規則の施行に関する規程（以下「規程」という。）に従うものとする。

### (認定委員会)

第2条 認定委員会は、日本栄養士会事業部及び事務局設置運営規程第3条の事業部委員会として、人材育成事業部における委員会に位置づく。

- 2 規則第3条に規定する認定委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 決議を要する事項のうち、認定を受けるべき適格性を有するか否かの判定をなすには全会一致をもって決する。
- 4 決議を要する事項のうち、第2項に定める以外のものについては出席者の3分の2以上をもって決する。
- 5 認定委員会の議事については、その経過の概要及び結果を記載した議事録を作成する。

### (運営等小委員会)

第3条 規則第4条に規定する2つの小委員会（本条の両小委員会を総称して、以下「運営等小委員会」という。）は、認定委員会を補佐し、次の事務を行う。

- 一 食物アレルギー栄養士（給食管理分野）小委員会  
各研修の運営並びに認定試験実施と更新実施に関わる事務
  - 二 食物アレルギー管理栄養士小委員会  
各研修の運営並びに認定試験実施と更新実施に関わる事務
- 2 運営等小委員会は、全体で20名以内とする。
  - 3 運営等小委員会の委員のうち2名は認定委員を兼務する。
  - 4 運営等小委員会の委員の任期は2年とする。ただし、委員の辞任による後任者の任期は、前任者の残任期間とする、また、委員の再任を妨げない。
  - 5 運営等小委員会の委員長は、運営等小委員を兼務する認定委員の中から委員の互選によって選任する。
  - 6 運営等小委員会の委員長は、委員会の事務を掌理し、決裁する。
  - 7 運営等小委員会の委員長は、その経過の概要及び結果を記載した議事録を作成しこれを保管しなければならない。
  - 8 運営等小委員会の委員の氏名は任期中非公開とする。

### (認定料)

第4条 規則第6条並びに第7条に定める認定を受けるには、本会の理事会が定める所定の認定料を期限内に納付しなければならない。

(名簿)

第5条 規則第8条に規定する公益社団法人日本栄養士会 特定分野認定制度食物アレルギー管理栄養士・栄養士登録名簿には、氏名、生年月日、性別、会員番号等の本人を特定する事項と、認定年月日、登録番号等を記載することとする。

(食物アレルギー栄養士(給食管理分野)並びに食物アレルギー管理栄養士の認定証)

第6条 規則第9条に規定する食物アレルギー栄養士(給食管理分野)並びに食物アレルギー管理栄養士の認定証の様式については、別に定める。

(食物アレルギー栄養士(給食管理分野)認定の更新)

第7条 規則第10条の規定により、食物アレルギー栄養士(給食管理分野)認定の更新を受けようとする者(以下「認定更新申請者」という。)は、規則第9条に基づいて認定証の交付を受けた日より5年間で次の各号をすべて満たしていなければならない。

- 一 認定期間中に引き続き本会の会員であったこと
- 二 別に定める研修業績等の必要な単位数を有すること

(食物アレルギー管理栄養士認定の更新)

第8条 規則第10条の規定により、食物アレルギー管理栄養士認定の更新を受けようとする者(以下「認定更新申請者」という。)は、規則第9条に基づいて認定証の交付を受けた日より5年間で次の各号をすべて満たしていなければならない。

- 一 認定期間中に引き続き本会の会員であったこと
- 二 認定期間中の活動実践報告書を所定の方法で提出すること
- 三 別に定める研究業績及び研修業績等の必要な単位数を有すること

(更新申請)

第9条 認定更新申請者は、次の各号に定める申請書類を本会へ提出し、理事会が定める審査料を納入しなければならない。

- 一 「食物アレルギー栄養士(給食管理分野)」または「食物アレルギー管理栄養士」認定更新申請書
  - 二 「食物アレルギー栄養士(給食管理分野)」については、本規程第7条第2号を、「食物アレルギー管理栄養士(栄養指導分野)」については、本規程第8条第3号を証明する書類
- 2 既納の審査料は、いかなる理由があっても返還しない。
  - 3 認定更新の申請期間については、認定委員会が別に定める。

(更新の延長)

第10条 規程第10条の規定にかかわらず、病気その他やむを得ない理由があると認定委員会が認めた者については、委員会が相当と認めた場合、更新するべき日を延長することができる。

(更新認定)

第11条 食物アレルギー栄養士（給食管理分野）並びに食物アレルギー管理栄養士の認定更新を受け、認定証の交付を受ける者は、理事会が定める認定料を納入しなければならない。

(食物アレルギー管理栄養士・栄養士認定試験実施要綱等)

第12条 本会は、試験の実施に当たって、認定試験については「公益社団法人日本栄養士会 特定分野認定制度食物アレルギー管理栄養士・栄養士認定試験実施要綱」をその実施年度の3か月前までに本会ホームページへ掲載し、又は、適宜の方法で作成し、対象者へ通知するものとする。

(規程の変更)

第13条 この規程は、認定委員会の審議を経て、理事会の決議により変更することができる。

(附 則)

この規程は、2018年10月14日から施行する。

別表1 資格更新に必要な研究業績及び研修業績とその単位数

- 1 本規程第7条第2項の食物アレルギー栄養士（給食管理分野）の更新に必要な総単位数は10単位以上とする。
- 2 本規程第8条第3項の食物アレルギー管理栄養士の更新に必要な総単位数は14単位以上とする。
- 3 資格更新に必要な食物アレルギーに関する研究業績及び研修業績とその単位数は次の表のとおりとする。

	対象の研修会等名		単 位	備 考
必須	本制度フォローアップ研修	管理栄養士	2単位/日	※1
		栄養士		※2
選択	全国栄養士大会		1単位/90分	食物アレルギーに関するもの
	学会参加（日本アレルギー学会、日本小児アレルギー学会、日本小児臨床アレルギー学会）		2単位	
	食物アレルギー研究会			
	本会または都道府県栄養士会が主催する生涯教育研修会		1単位/90分	食物アレルギーに関するもの (受講票や参加証とセミナーや研修会・学会発表や論文の内容が分かるもので確認)
	上記以外のセミナー及び研修会		1単位/日	
	学会発表		筆頭：3単位 共同：1単位	
	論文		筆頭：3単位 共著：1単位	
	食物アレルギーに関する 依頼原稿・教科書・専門誌への執筆・講師		2単位	執筆や講演の内容が分かるもので確認
本制度 講師		4単位/90分		

①公益社団法人日本栄養士会が主催、又は指定する関連のセミナー及び研修会等については、その都度、公益社団法人日本栄養士会のホームページ等で公表する。

②食物アレルギー管理栄養士は※1、食物アレルギー栄養士（給食管理分野）は※2を、更新までには1回は受けることを必須とする。

別表2 手数料の金額

- 1 規則第5条及び第6条から7条の各手数料の金額は次の表のとおりとする。

料金の種別		金額（税別）
食物アレルギー栄養士（給食管理分野）	受験料	15,000円
	認定料	10,000円
食物アレルギー管理栄養士	審査料	15,000円
	認定料	10,000円